

衆議院法務委員会ニュース

【第203回国会】令和2年12月2日（水）、第3回の委員会が開かれました。

- 1 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案（参議院提出、参法第13号）
- ・発議者参議院議員秋野公造君（公明）から趣旨の説明を聴取しました。
 - ・発議者参議院議員古川俊治君（自民）、秋野公造君（公明）、石橋通宏君（立憲）、梅村聡君（維新）及び伊藤孝恵君（民主）並びに三原厚生労働副大臣、政府参考人及び吉川衆議院厚生労働委員会専門員並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・藤野保史君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立民、公明、維新、国民 反対－共産）
 - ・奥野信亮君外4名（自民、立民、公明、維新、国民）から提出された附帯決議案について、階猛君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立民、公明、維新、国民 反対－共産）
- （参考人）非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ 石塚幸子君
帝塚山大学非常勤講師 才村真理君
- （質疑者）稲田朋美君（自民）、大口善徳君（公明）、山花郁夫君（立民）、中島克仁君（立民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

稲田朋美君（自民）

- （1） 生殖補助医療の適用について、親子や家族の在り方、生殖補助医療により生まれた子のいわゆる「出自を知る権利」の在り方、代理懐胎の場合の親子関係のルールや事実婚、シングル、同性カップルの場合の適用の在り方などそれぞれに関する課題や懸念及び検討事項が多い中で、本法案を早急に成立させるべき理由
- （2） 本法案第9条がない場合に、生殖補助医療により出生した子の母子関係が確定するか否かの確認
- （3） 本法案第10条がない場合に、妻の生殖補助医療に同意した夫は、生まれた子について嫡出否認の訴えを提起することができるか否かの確認
- （4） 妻が夫の同意を得ることなく夫以外の男性の精子を用いた生殖補助医療により懐胎した場合の嫡出否認及びそれに伴う認知請求についての発議者の見解並びに将来認知請求がされるおそれがあると精子提供者が減少するのではないかとのお考えに対する発議者の見解
- （5） 本法案附則第3条の「二年を目途として、検討」の期限は、検討に着手する期限なのか一定の結論を得る期限なのかの確認
- （6） 仮に2年後に生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利が認められることになった場合の検討中の期間も含めた情報管理の必要性及びその体制等についての発議者の見解

大口善徳君（公明）

- （1） 基本理念
 - ア 本法案第3条第4項で「心身ともに健やかに生まれ」との文言を用いた理由及び同文言が優生思想につながるのではないかと懸念に対する発議者の所見
 - イ 女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する自己決定権）の保障等が本法案第

- 3条に掲げる基本理念に含まれていることの確認
- (2) 生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例
 - ア 本法案第10条を他人の精子を用いる生殖補助医療に同意した夫による嫡出の否認の禁止という手続的な規定とし、父子関係についての実体的な規定にしなかった理由
 - イ 同条の「夫の同意」の具体的な内容
 - ウ 平成15年当時、生殖補助医療によって生まれた子と夫との間で父子関係が争われた場合の夫の同意の事実の存在の立証責任を子の側が負うという方向で議論されていたことを踏まえ、書面等により夫の同意を得る必要性及びその場合の同意書等の保管体制を整備する必要性
 - エ 生殖補助医療の過程において、「夫の同意」を得る時期及びその同意が撤回された場合の取扱い
 - (3) 本法案附則第3条の検討条項
 - ア 附則第3条第1項第3号の規定の趣旨及び生殖補助医療により生まれた子のいわゆる「出自を知る権利」の保障についての発議者の所見
 - イ 同項第1号の「生殖補助医療及びその提供に関する規制の在り方」について検討を行う際には、同性カップル、事実婚の夫婦及び独身女性の生殖補助医療の在り方も検討対象となることの確認
 - ウ 本法案第8条において国が講じなければならないものとされている「必要な法制上の措置」と附則第3条第1項においておおむね2年を目途とした検討の結果講ぜられるものとされている「法制上の措置」との関係

山花郁夫君（立民）

- (1) 子供を持ちたい、子供のいる家庭を作りたい者が不妊治療を行う際、選択肢として特別養子制度もあることを理解した上で当該治療を行う必要があるとの観点から、同制度を更に普及させるため、広報等による周知、児童相談所の体制強化及び養子縁組民間あっせん機関への支援が必要であるとの考えに対する厚生労働省の見解
- (2) 生殖補助医療の行為規制と親子関係を定めるルールとは別に考えるべきとの観点から、本法案で親子関係のルールを定めたことにより、特定の生殖補助医療を推奨し、又は禁止しないことの確認
- (3) 生殖補助医療の行為規制とは別に、子の福祉の観点から親子関係のルールを定める必要性及び本法案で整備されていない親子関係のルールに対する問題意識についての発議者の見解
- (4) 本法案附則第3条第1項第1号の検討条項に同性カップルに対する生殖補助医療が含まれること及び親子関係のルールを定めることと同性婚を認めることの可否とは別であることの確認
- (5) 本法案に盛り込まれなかった生殖補助医療により生まれた子のいわゆる「出自を知る権利」の保障については、本法律を契機に2年後に結論を得ることを目指して議論を進めていくとの理解でよいことの確認
- (6) 生殖補助医療により、これまで生まれた子の出自に関する情報管理の実態把握及び閉院した病院が管理していた情報が消失しないような対策を講ずる必要性についての厚生労働省の見解

中島克仁君（立民）

- (1) 本法案第3条第4項の「心身ともに健やかに生まれ」の文言は、優生思想及び優生政策につながるおそれがある等の指摘に対する発議者の見解
- (2) 上記(1)に対する発議者の「障害者の権利に関する条約第10条そして第17条にも留意しながら、生殖補助医療によって生まれる全ての子供たちが障害の有無にかかわらず…安全で良好な環境で生まれて、そして育つ権利を有するという…その環境を整えるために必要な配慮がなされなければならないということを意味したもの」等の答弁で間違いのないことの与党発議者への確認
- (3) 我が国における反省すべき優生政策の歴史についての与党発議者の認識
- (4) 本法案第3条第4項で生殖補助医療により生まれる子に必要な配慮を行うと規定することは、胎児

に人権享有主体性を認めていない内閣法制局の見解と矛盾し、法制上の大転換になるとの懸念に対する発議者の見解

藤野保史君（共産）

- (1) 生殖補助医療の問題及び本法案に対する石塚参考人の見解
- (2) 生殖補助医療により生まれた子のいわゆる「出自を知る権利」に関し、保障されるべき精子提供者に関する情報の範囲についての石塚参考人の見解
- (3) 子の出自を知る権利を認めた場合、情報が開示されることにより精子提供者が減少すると懸念に対する石塚参考人の見解
- (4) 親から生殖補助医療により生まれた子への告知の在り方についての各参考人の見解
- (5) 昭和23年に慶応病院において非配偶者間人工授精（A I D）が実施されて以来、70年以上問題ない技術としてA I Dが行われてきた理由についての石塚参考人の見解
- (6) 障害者の権利に関する条約第17条（全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する。）と本法案第3条第4項との整合性の検討を行ったか否かの確認
- (7) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づき衆議院及び参議院の厚生労働委員会で行っている調査の概要及び同様な調査の前例の有無についての厚生労働委員会専門員の見解
- (8) 旧優生保護法についての反省の議論及びその調査が行われているにもかかわらず、同じく生命倫理に係る本法案の審議を短時間で進めるということに対する発議者の認識

串田誠一君（維新）

- (1) 生殖補助医療により生まれた子のいわゆる「出自を知る権利」
 - ア 才村参考人の研究内容
 - イ 平成13年から平成15年にかけて行われた厚生科学審議会生殖補助医療部会における子の出自に関する議論の内容についての才村参考人の見解
 - ウ 出自を知る権利に関する諸外国の動向についての才村参考人の見解
 - エ 同部会における、精子・卵子提供者の「知られたくない権利」及び知られることにより提供者が減少する懸念に関する議論の有無並びにそれらに対する才村参考人の見解
 - オ 同部会において検討された、子の出自を知る権利を保障するための登録システムの内容についての才村参考人の見解
 - カ 精子・卵子の提供を受けて出生した子及びその家族にとっての出自を知る権利の意義についての才村参考人の見解
- (2) 本法案の基本理念で生殖補助医療を「不妊治療」に限定したことについての発議者の見解
- (3) 選択的夫婦別氏が認められないため、事実婚を選択せざるを得ない者がいるという課題や同性婚が認められていないという課題を前進させ、本法案の適用を広げる後押しをすることについての発議者の見解
- (4) 生殖補助医療を利用しないことに対する偏見を一掃することについての発議者の見解

高井崇志君（国民）

- (1) 不妊治療と仕事の両立を可能にする職場の環境整備の必要性についての厚生労働副大臣の見解
- (2) 参議院法務委員会で付された本法案に対する附帯決議にも盛り込まれた、生殖補助医療及び不妊治療に係る実態把握、治療技術の標準化及び情報公開等を行う必要性についての厚生労働副大臣の見解

- (3) 本法案がもたらす生殖補助医療により出生した子の親子関係の安定性
- (4) 生殖補助医療により生まれた子の自らの出自を知る権利の有無についての発議者の見解
- (5) 代理懐胎等の生殖補助医療の在り方等について2年間で結論を出すこと及び結論を出すに当たっての具体的な判断基準についての発議者の見解
- (6) 2年間の検討後の法整備における具体的な法案提出の方法についての発議者の見解
- (7) 不妊治療当事者の不安感や焦燥感にどう寄り添うのかについての発議者の見解
- (8) 生殖補助医療に関する統計の整備及び生殖補助医療の提供を望む人が主体的に選択できる環境の整備という二つの点が本法案に不足しているとの指摘に対する発議者の見解
- (9) いわゆるデザイナーベビーの問題を念頭に置いた、生殖補助医療を受ける側の責務を規定することについての検討の有無
- (10) 本法案附則第3条に規定された検討を行うための具体的方法についての発議者の見解
- (11) 本法案の意義や課題、今後の検討に向けた議論の在り方についての発議者の決意